

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第2章	第2章 計画策定の背景・経緯 第2次世界大戦から <u>70</u> 年以上を経過し、・・・	第2章 計画策定の背景・経緯 第2次世界大戦から <u>60</u> 年以上を経過し、・・・	時点修正
第1編 第2章	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「 <u>事態対処法</u> 」という。 <u>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。</u> ）	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「 <u>武力攻撃事態対処法</u> 」という。）	平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更
第1編 第2章	削除	<u>本計画は、国民保護法第35条の規定に基づき策定するものである。</u>	次章へ移動
第1編 第3章	<u>第3章 計画の位置づけ</u> <u>計画は、国民保護法第35条の規定に基づき、策定するものである。</u> <u>1 計画に定める事項</u> <u>計画は、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第32条第2項各号に掲げる事項について定める。</u>	新規	計画の位置づけについて、明確化

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第3章	<p><u>2 計画の構成</u></p> <p><u>計画は、以下の各編により構成する。</u></p> <p><u>第1編 総則</u></p> <p><u>第2編 平素における準備編</u></p> <p><u>第3編 武力攻撃事態等対処編</u></p> <p><u>第4編 市民生活の安定編</u></p> <p><u>第5編 財政上の措置編</u></p> <p><u>第6編 緊急対処事態対処編</u></p> <p><u>3 計画の見直し</u></p> <p><u>計画は、国民保護に関する埼玉県計画（以下「埼玉県計画」という。）の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。</u></p>	新規	計画の位置づけについて、明確化
第1編 第3章 第4章	第 <u>4</u> 章 計画策定に当たっての基本的な考え方 (略)	第 <u>3</u> 章 計画策定に当たっての基本的な考え方 (略)	章の追加による変更

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第3章 第4章	<p>○ <u>指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障</u></p> <p><u>市は、指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護の措置を実施するにあたっては、その実施方法等について、県及び市から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。</u></p> <p><u>また、日本赤十字社が実施する県の救援措置に対する協力や団体あるいは個人のボランティア活動の調整などの国民保護の措置については、その人道的特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護の措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</u></p>	新規	県計画との整合
第1編 第3章 第4章 7つ目 の○	<p>○ <u>要配慮者の保護</u></p> <p>市は、高齢者、障害者、<u>乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。</u></p>	<p>○ <u>災害時要援護者</u>の保護</p> <p>市は、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>の積極的な避難・救援対策を実施する。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更、追加
第1編 第3章 第4章	<p>○ <u>外国人への国民保護措置の適用</u></p> <p><u>市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u></p>	新規	県計画との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確化
第1編 第4章 第5章	第5章 鶴ヶ島市の概況 (略)	第4章 鶴ヶ島市の概況 (略)	章の追加による変更

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由																																																																																																																																																																
第1編 第4章 第5章 第1節	(3) 気候 平成 <u>21</u> 年から平成 <u>30</u> 年の10年間の年平均気温が <u>15.4</u> °C、年平均降水量が約 <u>1,246</u> mmである。平成 <u>11</u> 年から平成 <u>20</u> 年の10年間を比較すると、年平均気温が約 <u>0.1</u> °C上昇し、年平均降水量は約 <u>166</u> mm減少している。	(3) 気候 平成 <u>8</u> 年から平成 <u>17</u> 年の10年間の年平均気温が <u>15.3</u> °C、年平均降水量が <u>1,414</u> mmである。昭和 <u>61</u> 年から平成 <u>7</u> 年の10年間を比較すると、年平均気温が約 <u>0.7</u> °C上昇し、年平均降水量は約 <u>51</u> mm減少している。	時点修正																																																																																																																																																																
第1編 第4章 第5章 第1節	①過去10年間の気温等 (坂戸・鶴ヶ島消防組合) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">気温 (°C)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">年間降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成<u>21</u></td><td><u>15.4</u></td><td><u>37.2</u></td><td><u>-4.3</u></td><td><u>1.7</u></td><td><u>77.3</u></td><td><u>1,142.0</u></td></tr> <tr><td><u>22</u></td><td><u>15.6</u></td><td><u>37.9</u></td><td><u>-5.0</u></td><td><u>1.7</u></td><td><u>78.0</u></td><td><u>1,264.0</u></td></tr> <tr><td><u>23</u></td><td><u>15.1</u></td><td><u>39.8</u></td><td><u>-6.8</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>74.9</u></td><td><u>1,318.5</u></td></tr> <tr><td><u>24</u></td><td><u>14.9</u></td><td><u>37.5</u></td><td><u>-6.2</u></td><td><u>2.0</u></td><td><u>74.9</u></td><td><u>1,214.0</u></td></tr> <tr><td><u>25</u></td><td><u>15.5</u></td><td><u>38.4</u></td><td><u>-5.3</u></td><td><u>2.0</u></td><td><u>73.5</u></td><td><u>1,140.5</u></td></tr> <tr><td><u>26</u></td><td><u>15.1</u></td><td><u>38.4</u></td><td><u>-4.6</u></td><td><u>1.9</u></td><td><u>72.1</u></td><td><u>1,490.0</u></td></tr> <tr><td><u>27</u></td><td><u>15.8</u></td><td><u>37.9</u></td><td><u>-3.5</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>71.2</u></td><td><u>1,322.0</u></td></tr> <tr><td><u>28</u></td><td><u>15.6</u></td><td><u>36.7</u></td><td><u>-5.8</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>74.3</u></td><td><u>1,133.0</u></td></tr> <tr><td><u>29</u></td><td><u>15.0</u></td><td><u>36.8</u></td><td><u>-5.9</u></td><td><u>1.9</u></td><td><u>72.7</u></td><td><u>1,347.0</u></td></tr> <tr><td><u>30</u></td><td><u>16.3</u></td><td><u>39.9</u></td><td><u>-6.0</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>73.5</u></td><td><u>1,092.0</u></td></tr> </tbody> </table>	年次	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	平均	最高	最低	平成 <u>21</u>	<u>15.4</u>	<u>37.2</u>	<u>-4.3</u>	<u>1.7</u>	<u>77.3</u>	<u>1,142.0</u>	<u>22</u>	<u>15.6</u>	<u>37.9</u>	<u>-5.0</u>	<u>1.7</u>	<u>78.0</u>	<u>1,264.0</u>	<u>23</u>	<u>15.1</u>	<u>39.8</u>	<u>-6.8</u>	<u>1.8</u>	<u>74.9</u>	<u>1,318.5</u>	<u>24</u>	<u>14.9</u>	<u>37.5</u>	<u>-6.2</u>	<u>2.0</u>	<u>74.9</u>	<u>1,214.0</u>	<u>25</u>	<u>15.5</u>	<u>38.4</u>	<u>-5.3</u>	<u>2.0</u>	<u>73.5</u>	<u>1,140.5</u>	<u>26</u>	<u>15.1</u>	<u>38.4</u>	<u>-4.6</u>	<u>1.9</u>	<u>72.1</u>	<u>1,490.0</u>	<u>27</u>	<u>15.8</u>	<u>37.9</u>	<u>-3.5</u>	<u>1.8</u>	<u>71.2</u>	<u>1,322.0</u>	<u>28</u>	<u>15.6</u>	<u>36.7</u>	<u>-5.8</u>	<u>1.8</u>	<u>74.3</u>	<u>1,133.0</u>	<u>29</u>	<u>15.0</u>	<u>36.8</u>	<u>-5.9</u>	<u>1.9</u>	<u>72.7</u>	<u>1,347.0</u>	<u>30</u>	<u>16.3</u>	<u>39.9</u>	<u>-6.0</u>	<u>1.8</u>	<u>73.5</u>	<u>1,092.0</u>	①過去10年間の気温等 (坂戸・鶴ヶ島消防組合) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">気温 (°C)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">年間降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成<u>8</u></td><td><u>14.6</u></td><td><u>39.5</u></td><td><u>-6.4</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>65.4</u></td><td><u>913.0</u></td></tr> <tr><td><u>9</u></td><td><u>15.3</u></td><td><u>40.5</u></td><td><u>-3.9</u></td><td><u>1.9</u></td><td><u>70.1</u></td><td><u>1,116.0</u></td></tr> <tr><td><u>10</u></td><td><u>15.5</u></td><td><u>37.9</u></td><td><u>-5.6</u></td><td><u>1.7</u></td><td><u>75.4</u></td><td><u>1,971.0</u></td></tr> <tr><td><u>11</u></td><td><u>15.7</u></td><td><u>37.8</u></td><td><u>-5.0</u></td><td><u>1.9</u></td><td><u>71.0</u></td><td><u>1,558.0</u></td></tr> <tr><td><u>12</u></td><td><u>15.7</u></td><td><u>39.3</u></td><td><u>-5.1</u></td><td><u>1.9</u></td><td><u>70.6</u></td><td><u>1,484.0</u></td></tr> <tr><td><u>13</u></td><td><u>15.0</u></td><td><u>38.6</u></td><td><u>-7.8</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>71.7</u></td><td><u>1,422.0</u></td></tr> <tr><td><u>14</u></td><td><u>15.4</u></td><td><u>38.8</u></td><td><u>-4.2</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>70.9</u></td><td><u>1,410.0</u></td></tr> <tr><td><u>15</u></td><td><u>14.9</u></td><td><u>37.7</u></td><td><u>-5.4</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>70.9</u></td><td><u>1,410.0</u></td></tr> <tr><td><u>16</u></td><td><u>16.1</u></td><td><u>38.8</u></td><td><u>-5.5</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>68.9</u></td><td><u>1,467.0</u></td></tr> <tr><td><u>17</u></td><td><u>14.7</u></td><td><u>36.4</u></td><td><u>-5.1</u></td><td><u>1.8</u></td><td><u>73.3</u></td><td><u>1,308.0</u></td></tr> </tbody> </table>	年次	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	平均	最高	最低	平成 <u>8</u>	<u>14.6</u>	<u>39.5</u>	<u>-6.4</u>	<u>1.8</u>	<u>65.4</u>	<u>913.0</u>	<u>9</u>	<u>15.3</u>	<u>40.5</u>	<u>-3.9</u>	<u>1.9</u>	<u>70.1</u>	<u>1,116.0</u>	<u>10</u>	<u>15.5</u>	<u>37.9</u>	<u>-5.6</u>	<u>1.7</u>	<u>75.4</u>	<u>1,971.0</u>	<u>11</u>	<u>15.7</u>	<u>37.8</u>	<u>-5.0</u>	<u>1.9</u>	<u>71.0</u>	<u>1,558.0</u>	<u>12</u>	<u>15.7</u>	<u>39.3</u>	<u>-5.1</u>	<u>1.9</u>	<u>70.6</u>	<u>1,484.0</u>	<u>13</u>	<u>15.0</u>	<u>38.6</u>	<u>-7.8</u>	<u>1.8</u>	<u>71.7</u>	<u>1,422.0</u>	<u>14</u>	<u>15.4</u>	<u>38.8</u>	<u>-4.2</u>	<u>1.8</u>	<u>70.9</u>	<u>1,410.0</u>	<u>15</u>	<u>14.9</u>	<u>37.7</u>	<u>-5.4</u>	<u>1.8</u>	<u>70.9</u>	<u>1,410.0</u>	<u>16</u>	<u>16.1</u>	<u>38.8</u>	<u>-5.5</u>	<u>1.8</u>	<u>68.9</u>	<u>1,467.0</u>	<u>17</u>	<u>14.7</u>	<u>36.4</u>	<u>-5.1</u>	<u>1.8</u>	<u>73.3</u>	<u>1,308.0</u>	時点修正
年次	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)				年間降水量 (mm)																																																																																																																																																										
	平均	最高	最低																																																																																																																																																																
平成 <u>21</u>	<u>15.4</u>	<u>37.2</u>	<u>-4.3</u>	<u>1.7</u>	<u>77.3</u>	<u>1,142.0</u>																																																																																																																																																													
<u>22</u>	<u>15.6</u>	<u>37.9</u>	<u>-5.0</u>	<u>1.7</u>	<u>78.0</u>	<u>1,264.0</u>																																																																																																																																																													
<u>23</u>	<u>15.1</u>	<u>39.8</u>	<u>-6.8</u>	<u>1.8</u>	<u>74.9</u>	<u>1,318.5</u>																																																																																																																																																													
<u>24</u>	<u>14.9</u>	<u>37.5</u>	<u>-6.2</u>	<u>2.0</u>	<u>74.9</u>	<u>1,214.0</u>																																																																																																																																																													
<u>25</u>	<u>15.5</u>	<u>38.4</u>	<u>-5.3</u>	<u>2.0</u>	<u>73.5</u>	<u>1,140.5</u>																																																																																																																																																													
<u>26</u>	<u>15.1</u>	<u>38.4</u>	<u>-4.6</u>	<u>1.9</u>	<u>72.1</u>	<u>1,490.0</u>																																																																																																																																																													
<u>27</u>	<u>15.8</u>	<u>37.9</u>	<u>-3.5</u>	<u>1.8</u>	<u>71.2</u>	<u>1,322.0</u>																																																																																																																																																													
<u>28</u>	<u>15.6</u>	<u>36.7</u>	<u>-5.8</u>	<u>1.8</u>	<u>74.3</u>	<u>1,133.0</u>																																																																																																																																																													
<u>29</u>	<u>15.0</u>	<u>36.8</u>	<u>-5.9</u>	<u>1.9</u>	<u>72.7</u>	<u>1,347.0</u>																																																																																																																																																													
<u>30</u>	<u>16.3</u>	<u>39.9</u>	<u>-6.0</u>	<u>1.8</u>	<u>73.5</u>	<u>1,092.0</u>																																																																																																																																																													
年次	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)																																																																																																																																																													
	平均	最高	最低																																																																																																																																																																
平成 <u>8</u>	<u>14.6</u>	<u>39.5</u>	<u>-6.4</u>	<u>1.8</u>	<u>65.4</u>	<u>913.0</u>																																																																																																																																																													
<u>9</u>	<u>15.3</u>	<u>40.5</u>	<u>-3.9</u>	<u>1.9</u>	<u>70.1</u>	<u>1,116.0</u>																																																																																																																																																													
<u>10</u>	<u>15.5</u>	<u>37.9</u>	<u>-5.6</u>	<u>1.7</u>	<u>75.4</u>	<u>1,971.0</u>																																																																																																																																																													
<u>11</u>	<u>15.7</u>	<u>37.8</u>	<u>-5.0</u>	<u>1.9</u>	<u>71.0</u>	<u>1,558.0</u>																																																																																																																																																													
<u>12</u>	<u>15.7</u>	<u>39.3</u>	<u>-5.1</u>	<u>1.9</u>	<u>70.6</u>	<u>1,484.0</u>																																																																																																																																																													
<u>13</u>	<u>15.0</u>	<u>38.6</u>	<u>-7.8</u>	<u>1.8</u>	<u>71.7</u>	<u>1,422.0</u>																																																																																																																																																													
<u>14</u>	<u>15.4</u>	<u>38.8</u>	<u>-4.2</u>	<u>1.8</u>	<u>70.9</u>	<u>1,410.0</u>																																																																																																																																																													
<u>15</u>	<u>14.9</u>	<u>37.7</u>	<u>-5.4</u>	<u>1.8</u>	<u>70.9</u>	<u>1,410.0</u>																																																																																																																																																													
<u>16</u>	<u>16.1</u>	<u>38.8</u>	<u>-5.5</u>	<u>1.8</u>	<u>68.9</u>	<u>1,467.0</u>																																																																																																																																																													
<u>17</u>	<u>14.7</u>	<u>36.4</u>	<u>-5.1</u>	<u>1.8</u>	<u>73.3</u>	<u>1,308.0</u>																																																																																																																																																													

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由																																																																																																																																																																								
第1編 第4章 第5章 第1節	②過去5年間の月別降水量 (坂戸・鶴ヶ島消防組合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26</td> <td>5.0</td> <td>80.5</td> <td>46.0</td> <td>49.0</td> <td>64.5</td> <td>476.5</td> <td>164.5</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>41.5</td> <td>38.0</td> <td>51.0</td> <td>84.5</td> <td>49.0</td> <td>169.0</td> <td>256.5</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>57.5</td> <td>46.0</td> <td>70.0</td> <td>81.0</td> <td>40.5</td> <td>104.5</td> <td>72.0</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>13.5</td> <td>5.5</td> <td>76.5</td> <td>63.0</td> <td>70.5</td> <td>78.5</td> <td>178.5</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>16.5</td> <td>15.0</td> <td>169.0</td> <td>44.0</td> <td>115.0</td> <td>134.5</td> <td>109.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>114.0</td> <td>115.0</td> <td>284.5</td> <td>59.0</td> <td>31.5</td> <td>1,490.0</td> </tr> <tr> <td>153.0</td> <td>307.0</td> <td>29.5</td> <td>106.5</td> <td>36.5</td> <td>1,322.0</td> </tr> <tr> <td>287.5</td> <td>198.0</td> <td>24.0</td> <td>95.5</td> <td>56.5</td> <td>1,133.0</td> </tr> <tr> <td>199.5</td> <td>143.0</td> <td>491.0</td> <td>19.5</td> <td>8.0</td> <td>1,347.0</td> </tr> <tr> <td>126.5</td> <td>289.5</td> <td>33.5</td> <td>13.5</td> <td>26.0</td> <td>1,092.0</td> </tr> </tbody> </table>	年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	平成26	5.0	80.5	46.0	49.0	64.5	476.5	164.5	27	41.5	38.0	51.0	84.5	49.0	169.0	256.5	28	57.5	46.0	70.0	81.0	40.5	104.5	72.0	29	13.5	5.5	76.5	63.0	70.5	78.5	178.5	30	16.5	15.0	169.0	44.0	115.0	134.5	109.0	8月	9月	10月	11月	12月	合計	114.0	115.0	284.5	59.0	31.5	1,490.0	153.0	307.0	29.5	106.5	36.5	1,322.0	287.5	198.0	24.0	95.5	56.5	1,133.0	199.5	143.0	491.0	19.5	8.0	1,347.0	126.5	289.5	33.5	13.5	26.0	1,092.0	②過去5年間の月別降水量 (坂戸・鶴ヶ島消防組合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13</td> <td>94.5</td> <td>12.5</td> <td>103.5</td> <td>25.5</td> <td>186.6</td> <td>138.0</td> <td>43.5</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>116.0</td> <td>21.5</td> <td>74.5</td> <td>55.5</td> <td>112.0</td> <td>118.0</td> <td>245.0</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>52.5</td> <td>21.0</td> <td>99.0</td> <td>98.5</td> <td>102.0</td> <td>90.5</td> <td>126.0</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>8.0</td> <td>78.0</td> <td>34.0</td> <td>141.0</td> <td>92.0</td> <td>83.0</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>83.5</td> <td>57.5</td> <td>49.0</td> <td>63.0</td> <td>70.0</td> <td>98.5</td> <td>301.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>207.6</td> <td>246.0</td> <td>273.0</td> <td>84.0</td> <td>7.5</td> <td>1,422.0</td> </tr> <tr> <td>199.0</td> <td>206.5</td> <td>247.5</td> <td>25.0</td> <td>69.0</td> <td>1489.5</td> </tr> <tr> <td>354.5</td> <td>162.5</td> <td>71.5</td> <td>184.5</td> <td>47.5</td> <td>1,410.0</td> </tr> <tr> <td>121.0</td> <td>174.0</td> <td>619.5</td> <td>54.5</td> <td>58.0</td> <td>1,467.0</td> </tr> <tr> <td>263.0</td> <td>152.5</td> <td>141.5</td> <td>27.0</td> <td>1.0</td> <td>1,308.0</td> </tr> </tbody> </table>	年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	平成13	94.5	12.5	103.5	25.5	186.6	138.0	43.5	14	116.0	21.5	74.5	55.5	112.0	118.0	245.0	15	52.5	21.0	99.0	98.5	102.0	90.5	126.0	16	4.0	8.0	78.0	34.0	141.0	92.0	83.0	17	83.5	57.5	49.0	63.0	70.0	98.5	301.0	8月	9月	10月	11月	12月	合計	207.6	246.0	273.0	84.0	7.5	1,422.0	199.0	206.5	247.5	25.0	69.0	1489.5	354.5	162.5	71.5	184.5	47.5	1,410.0	121.0	174.0	619.5	54.5	58.0	1,467.0	263.0	152.5	141.5	27.0	1.0	1,308.0	時点修正
年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月																																																																																																																																																																				
平成26	5.0	80.5	46.0	49.0	64.5	476.5	164.5																																																																																																																																																																				
27	41.5	38.0	51.0	84.5	49.0	169.0	256.5																																																																																																																																																																				
28	57.5	46.0	70.0	81.0	40.5	104.5	72.0																																																																																																																																																																				
29	13.5	5.5	76.5	63.0	70.5	78.5	178.5																																																																																																																																																																				
30	16.5	15.0	169.0	44.0	115.0	134.5	109.0																																																																																																																																																																				
8月	9月	10月	11月	12月	合計																																																																																																																																																																						
114.0	115.0	284.5	59.0	31.5	1,490.0																																																																																																																																																																						
153.0	307.0	29.5	106.5	36.5	1,322.0																																																																																																																																																																						
287.5	198.0	24.0	95.5	56.5	1,133.0																																																																																																																																																																						
199.5	143.0	491.0	19.5	8.0	1,347.0																																																																																																																																																																						
126.5	289.5	33.5	13.5	26.0	1,092.0																																																																																																																																																																						
年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月																																																																																																																																																																				
平成13	94.5	12.5	103.5	25.5	186.6	138.0	43.5																																																																																																																																																																				
14	116.0	21.5	74.5	55.5	112.0	118.0	245.0																																																																																																																																																																				
15	52.5	21.0	99.0	98.5	102.0	90.5	126.0																																																																																																																																																																				
16	4.0	8.0	78.0	34.0	141.0	92.0	83.0																																																																																																																																																																				
17	83.5	57.5	49.0	63.0	70.0	98.5	301.0																																																																																																																																																																				
8月	9月	10月	11月	12月	合計																																																																																																																																																																						
207.6	246.0	273.0	84.0	7.5	1,422.0																																																																																																																																																																						
199.0	206.5	247.5	25.0	69.0	1489.5																																																																																																																																																																						
354.5	162.5	71.5	184.5	47.5	1,410.0																																																																																																																																																																						
121.0	174.0	619.5	54.5	58.0	1,467.0																																																																																																																																																																						
263.0	152.5	141.5	27.0	1.0	1,308.0																																																																																																																																																																						
第1編 第4章 第5章 第2節	①人口と世帯数 本市は、人口の増加が昭和35年頃からはじまり、昭和40年から50年代にかけて、首都東京の郊外都市として東武東上線沿線の都市化地域を中心に <u>人口増加が著しかったが、平成2年以降は鈍化している。また、1世帯当たりの世帯人員数は減少の一途をたどり、核家族化が進行している。</u>	①人口と世帯数 本市は、人口の増加が昭和35年頃からはじまり、昭和40年から50年代にかけて、首都東京の郊外都市として東武東上線沿線の都市化地域を中心に <u>人口が急増したが、近年は人口増加が沈静化している。</u>	文言の修正																																																																																																																																																																								

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由																																																																																																																																																		
第1編 第4章 第5章 第2節	<p>・人口と世帯数の推移（国勢調査・各年10月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人 口</th> <th rowspan="2">人口密 度 (k m²/人)</th> <th rowspan="2">人口 伸率 (%)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和 50</td><td>6,065</td><td>20,995</td><td>10,827</td><td>10,168</td><td>1,181.4</td><td>43.5</td></tr> <tr><td>55</td><td>10,444</td><td>35,842</td><td>18,195</td><td>17,647</td><td>2,017.0</td><td>70.7</td></tr> <tr><td>60</td><td>14,946</td><td>49,381</td><td>25,029</td><td>24,352</td><td>2,778.9</td><td>37.8</td></tr> <tr><td>平成 2</td><td>20,585</td><td>63,064</td><td>32,085</td><td>30,979</td><td>3,556.9</td><td>27.7</td></tr> <tr><td>7</td><td>22,965</td><td>66,208</td><td>33,653</td><td>32,555</td><td>3,734.2</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>12</td><td>24,598</td><td>67,638</td><td>34,036</td><td>33,602</td><td>3,814.9</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>17</td><td>26,556</td><td>69,783</td><td>35,136</td><td>34,647</td><td>3,935.9</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>22</td><td>27,764</td><td>69,990</td><td>34,950</td><td>35,040</td><td>3,947.5</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>27</td><td>28,658</td><td>70,255</td><td>34,976</td><td>35,279</td><td>3,980.5</td><td>0.4</td></tr> </tbody> </table>	年次	世帯数	人 口			人口密 度 (k m ² /人)	人口 伸率 (%)	総数	男	女	昭和 50	6,065	20,995	10,827	10,168	1,181.4	43.5	55	10,444	35,842	18,195	17,647	2,017.0	70.7	60	14,946	49,381	25,029	24,352	2,778.9	37.8	平成 2	20,585	63,064	32,085	30,979	3,556.9	27.7	7	22,965	66,208	33,653	32,555	3,734.2	5.0	12	24,598	67,638	34,036	33,602	3,814.9	2.2	17	26,556	69,783	35,136	34,647	3,935.9	3.2	22	27,764	69,990	34,950	35,040	3,947.5	0.3	27	28,658	70,255	34,976	35,279	3,980.5	0.4	<p>・人口と世帯数の推移（国勢調査・各年10月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人 口</th> <th rowspan="2">人口密 度 (k m²/人)</th> <th rowspan="2">人口 伸率 (%)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和 40</td><td>2,230</td><td>9,583</td><td>4882</td><td>4,701</td><td>539.2</td><td>36.7</td></tr> <tr><td>45</td><td>4,018</td><td>14,634</td><td>7,509</td><td>7,125</td><td>823.5</td><td>52.7</td></tr> <tr><td>昭和 50</td><td>6,065</td><td>20,995</td><td>10,827</td><td>10,168</td><td>1,181.4</td><td>43.5</td></tr> <tr><td>55</td><td>10,444</td><td>35,842</td><td>18,195</td><td>17,647</td><td>2,017.0</td><td>70.7</td></tr> <tr><td>60</td><td>14,946</td><td>49,381</td><td>25,029</td><td>24,352</td><td>2,778.9</td><td>37.8</td></tr> <tr><td>平成 2</td><td>20,585</td><td>63,064</td><td>32,085</td><td>30,979</td><td>3,556.9</td><td>27.7</td></tr> <tr><td>7</td><td>22,965</td><td>66,208</td><td>33,653</td><td>32,555</td><td>3,734.2</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>12</td><td>24,598</td><td>67,638</td><td>34,036</td><td>33,602</td><td>3,814.9</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>17</td><td>26,556</td><td>69,783</td><td>35,136</td><td>34,647</td><td>3,935.9</td><td>3.2</td></tr> </tbody> </table>	年次	世帯数	人 口			人口密 度 (k m ² /人)	人口 伸率 (%)	総数	男	女	昭和 40	2,230	9,583	4882	4,701	539.2	36.7	45	4,018	14,634	7,509	7,125	823.5	52.7	昭和 50	6,065	20,995	10,827	10,168	1,181.4	43.5	55	10,444	35,842	18,195	17,647	2,017.0	70.7	60	14,946	49,381	25,029	24,352	2,778.9	37.8	平成 2	20,585	63,064	32,085	30,979	3,556.9	27.7	7	22,965	66,208	33,653	32,555	3,734.2	5.0	12	24,598	67,638	34,036	33,602	3,814.9	2.2	17	26,556	69,783	35,136	34,647	3,935.9	3.2	時点修正
年次	世帯数			人 口					人口密 度 (k m ² /人)	人口 伸率 (%)																																																																																																																																											
		総数	男	女																																																																																																																																																	
昭和 50	6,065	20,995	10,827	10,168	1,181.4	43.5																																																																																																																																															
55	10,444	35,842	18,195	17,647	2,017.0	70.7																																																																																																																																															
60	14,946	49,381	25,029	24,352	2,778.9	37.8																																																																																																																																															
平成 2	20,585	63,064	32,085	30,979	3,556.9	27.7																																																																																																																																															
7	22,965	66,208	33,653	32,555	3,734.2	5.0																																																																																																																																															
12	24,598	67,638	34,036	33,602	3,814.9	2.2																																																																																																																																															
17	26,556	69,783	35,136	34,647	3,935.9	3.2																																																																																																																																															
22	27,764	69,990	34,950	35,040	3,947.5	0.3																																																																																																																																															
27	28,658	70,255	34,976	35,279	3,980.5	0.4																																																																																																																																															
年次	世帯数	人 口			人口密 度 (k m ² /人)	人口 伸率 (%)																																																																																																																																															
		総数	男	女																																																																																																																																																	
昭和 40	2,230	9,583	4882	4,701	539.2	36.7																																																																																																																																															
45	4,018	14,634	7,509	7,125	823.5	52.7																																																																																																																																															
昭和 50	6,065	20,995	10,827	10,168	1,181.4	43.5																																																																																																																																															
55	10,444	35,842	18,195	17,647	2,017.0	70.7																																																																																																																																															
60	14,946	49,381	25,029	24,352	2,778.9	37.8																																																																																																																																															
平成 2	20,585	63,064	32,085	30,979	3,556.9	27.7																																																																																																																																															
7	22,965	66,208	33,653	32,555	3,734.2	5.0																																																																																																																																															
12	24,598	67,638	34,036	33,602	3,814.9	2.2																																																																																																																																															
17	26,556	69,783	35,136	34,647	3,935.9	3.2																																																																																																																																															
第1編 第4章 第5章 第2節	<p>②昼間人口の推移</p> <p>本市の昼間人口比率は、昭和40年代は90%を超えるものであった。昭和55年から平成22年までの間は70%台で推移したが、平成27年には昭和50年以来80%を超えるものとなっている。平成27年の国勢調査では、県平均が88.9%であるのに対し、本市は県内の市の中で比率が低く、ベッドタウンとしての性格が強い。</p>	<p>②昼間人口の推移</p> <p>本市の昼間人口比率は、昭和40年には96%であったものが、平成7年以降は70%台で推移している。平成12年の国勢調査では、県平均が86.4%であるのに対し、本市は県内の市の中で比率が低く、ベッドタウンとしての性格が強い。</p>	時点修正																																																																																																																																																		

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由																																																																																																												
第1編 第4章 第5章 第2節	<p>・昼間人口の推移 (国勢調査・各年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>昼間人口 (A)=(B)+(C)-(D)</th> <th>常住 人口(B)</th> <th>昼間人 口比率 (%) (A)/(B)</th> <th>流入 人口 (C)</th> <th>流出 人口 (D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和55</td><td>28,170</td><td>35,842</td><td>78.6</td><td>3,923</td><td>11,595</td></tr> <tr><td>60</td><td>39,322</td><td>49,381</td><td>79.6</td><td>7,698</td><td>11,757</td></tr> <tr><td>平成2</td><td>45,236</td><td>63,064</td><td>71.7</td><td>9,226</td><td>27,054</td></tr> <tr><td>7</td><td>47,827</td><td>66,208</td><td>72.2</td><td>11,332</td><td>29,713</td></tr> <tr><td>12</td><td>49,618</td><td>67,638</td><td>73.4</td><td>11,550</td><td>29,570</td></tr> <tr><td>17</td><td>53,810</td><td>69,781</td><td>77.1</td><td>12,927</td><td>28,898</td></tr> <tr><td>22</td><td>55,072</td><td>69,990</td><td>78.7</td><td>11,875</td><td>26,793</td></tr> <tr><td>27</td><td>56,715</td><td>70,255</td><td>80.7</td><td>12,801</td><td>26,341</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成7年以前の流入人口と流出人口は15歳以上の数値である。 平成12年以降の流入人口と流出人口は15歳未満の通学者を含む数値である。</p>	年次	昼間人口 (A)=(B)+(C)-(D)	常住 人口(B)	昼間人 口比率 (%) (A)/(B)	流入 人口 (C)	流出 人口 (D)	昭和55	28,170	35,842	78.6	3,923	11,595	60	39,322	49,381	79.6	7,698	11,757	平成2	45,236	63,064	71.7	9,226	27,054	7	47,827	66,208	72.2	11,332	29,713	12	49,618	67,638	73.4	11,550	29,570	17	53,810	69,781	77.1	12,927	28,898	22	55,072	69,990	78.7	11,875	26,793	27	56,715	70,255	80.7	12,801	26,341	<p>・昼間人口の推移 (国勢調査・各年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>昼間人口 (A)=(B)+(C)-(D)</th> <th>常住 人口 (B)</th> <th>昼間人 口比率 (%) (A)/(B)</th> <th>流入 人口 (C)</th> <th>流出 人口 (D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和40</td><td>9,188</td><td>9,583</td><td>96.0</td><td>1,762</td><td>2,147</td></tr> <tr><td>45</td><td>13,283</td><td>14,634</td><td>90.8</td><td>2,693</td><td>4,044</td></tr> <tr><td>50</td><td>17,412</td><td>20,995</td><td>82.9</td><td>2,464</td><td>6,047</td></tr> <tr><td>55</td><td>28,170</td><td>35,842</td><td>78.6</td><td>3,923</td><td>11,595</td></tr> <tr><td>60</td><td>39,322</td><td>49,381</td><td>79.6</td><td>7,698</td><td>11,757</td></tr> <tr><td>平成2</td><td>45,236</td><td>63,064</td><td>71.7</td><td>9,226</td><td>27,054</td></tr> <tr><td>平成7</td><td>47,827</td><td>66,208</td><td>72.2</td><td>11,332</td><td>29,713</td></tr> <tr><td>12</td><td>49,618</td><td>67,638</td><td>73.4</td><td>11,550</td><td>29,570</td></tr> </tbody> </table> <p>※流入人口と流出人口は15歳以上の数値である。</p>	年次	昼間人口 (A)=(B)+(C)-(D)	常住 人口 (B)	昼間人 口比率 (%) (A)/(B)	流入 人口 (C)	流出 人口 (D)	昭和40	9,188	9,583	96.0	1,762	2,147	45	13,283	14,634	90.8	2,693	4,044	50	17,412	20,995	82.9	2,464	6,047	55	28,170	35,842	78.6	3,923	11,595	60	39,322	49,381	79.6	7,698	11,757	平成2	45,236	63,064	71.7	9,226	27,054	平成7	47,827	66,208	72.2	11,332	29,713	12	49,618	67,638	73.4	11,550	29,570	時点修正
年次	昼間人口 (A)=(B)+(C)-(D)	常住 人口(B)	昼間人 口比率 (%) (A)/(B)	流入 人口 (C)	流出 人口 (D)																																																																																																										
昭和55	28,170	35,842	78.6	3,923	11,595																																																																																																										
60	39,322	49,381	79.6	7,698	11,757																																																																																																										
平成2	45,236	63,064	71.7	9,226	27,054																																																																																																										
7	47,827	66,208	72.2	11,332	29,713																																																																																																										
12	49,618	67,638	73.4	11,550	29,570																																																																																																										
17	53,810	69,781	77.1	12,927	28,898																																																																																																										
22	55,072	69,990	78.7	11,875	26,793																																																																																																										
27	56,715	70,255	80.7	12,801	26,341																																																																																																										
年次	昼間人口 (A)=(B)+(C)-(D)	常住 人口 (B)	昼間人 口比率 (%) (A)/(B)	流入 人口 (C)	流出 人口 (D)																																																																																																										
昭和40	9,188	9,583	96.0	1,762	2,147																																																																																																										
45	13,283	14,634	90.8	2,693	4,044																																																																																																										
50	17,412	20,995	82.9	2,464	6,047																																																																																																										
55	28,170	35,842	78.6	3,923	11,595																																																																																																										
60	39,322	49,381	79.6	7,698	11,757																																																																																																										
平成2	45,236	63,064	71.7	9,226	27,054																																																																																																										
平成7	47,827	66,208	72.2	11,332	29,713																																																																																																										
12	49,618	67,638	73.4	11,550	29,570																																																																																																										
第1編 第4章 第5章 第2節	<p>③高齢者人口の推移</p> <p>本市の高齢者人口は、増加の一途であり、本格的な超高齢社会を迎えた。</p>	<p>③高齢者人口の推移</p> <p>本市の高齢者人口は、増加の一途であり、本格的な高齢社会を迎えつつある。</p>	現状に合わせた修正																																																																																																												

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由																																																																																																
第1編 第4章 第5章 第2節	・高齢者人口の推移（国勢調査・各年10月1日現在） <table border="1" data-bbox="358 199 1003 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">高齢者人口（65歳以上）</th> <th rowspan="2">高齢化率 (%)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和55</td> <td>1,550</td> <td>676</td> <td>874</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>2,375</td> <td>991</td> <td>1,384</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>平成2</td> <td>3,379</td> <td>1,358</td> <td>2,021</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>4,524</td> <td>1,907</td> <td>2,617</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>6,319</td> <td>2,792</td> <td>3,527</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>8,823</td> <td>4,163</td> <td>4,660</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>12,699</td> <td>6,137</td> <td>6,532</td> <td>18.13</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>17,352</td> <td>8,182</td> <td>9,170</td> <td>24.86</td> </tr> </tbody> </table>	年次	高齢者人口（65歳以上）			高齢化率 (%)	総数	男	女	昭和55	1,550	676	874	4.3	60	2,375	991	1,384	4.8	平成2	3,379	1,358	2,021	5.4	7	4,524	1,907	2,617	6.8	12	6,319	2,792	3,527	9.3	17	8,823	4,163	4,660	12.6	22	12,699	6,137	6,532	18.13	27	17,352	8,182	9,170	24.86	・高齢者人口の推移（国勢調査・各年10月1日現在） <table border="1" data-bbox="1220 199 1865 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">高齢者人口（65歳以上）</th> <th rowspan="2">高齢化率 (%)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和40</td> <td>548</td> <td>270</td> <td>278</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>703</td> <td>323</td> <td>380</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>945</td> <td>431</td> <td>514</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>1,550</td> <td>676</td> <td>874</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>2,375</td> <td>991</td> <td>1,384</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>平成2</td> <td>3,379</td> <td>1,358</td> <td>2,021</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>4,524</td> <td>1,907</td> <td>2,617</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>6,319</td> <td>2,792</td> <td>3,527</td> <td>9.3</td> </tr> </tbody> </table>	年次	高齢者人口（65歳以上）			高齢化率 (%)	総数	男	女	昭和40	548	270	278	5.7	45	703	323	380	4.8	50	945	431	514	4.5	55	1,550	676	874	4.3	60	2,375	991	1,384	4.8	平成2	3,379	1,358	2,021	5.4	7	4,524	1,907	2,617	6.8	12	6,319	2,792	3,527	9.3	時点修正
年次	高齢者人口（65歳以上）			高齢化率 (%)																																																																																															
	総数	男	女																																																																																																
昭和55	1,550	676	874	4.3																																																																																															
60	2,375	991	1,384	4.8																																																																																															
平成2	3,379	1,358	2,021	5.4																																																																																															
7	4,524	1,907	2,617	6.8																																																																																															
12	6,319	2,792	3,527	9.3																																																																																															
17	8,823	4,163	4,660	12.6																																																																																															
22	12,699	6,137	6,532	18.13																																																																																															
27	17,352	8,182	9,170	24.86																																																																																															
年次	高齢者人口（65歳以上）			高齢化率 (%)																																																																																															
	総数	男	女																																																																																																
昭和40	548	270	278	5.7																																																																																															
45	703	323	380	4.8																																																																																															
50	945	431	514	4.5																																																																																															
55	1,550	676	874	4.3																																																																																															
60	2,375	991	1,384	4.8																																																																																															
平成2	3,379	1,358	2,021	5.4																																																																																															
7	4,524	1,907	2,617	6.8																																																																																															
12	6,319	2,792	3,527	9.3																																																																																															

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由																																																																																
第1編 第4章 第5章 第2節	<p>④外国人登録国籍別人口の推移</p> <p>社会全般にわたって国際化が進み、本市においても外国籍の市民が増加傾向である。</p> <p>・外国人登録国籍別人口の推移（市民課・各年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>総数</th> <th>韓国・朝鮮</th> <th>中国</th> <th>ブラジル</th> <th>フィリピン</th> <th>米国</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26</td> <td>811</td> <td>110</td> <td>250</td> <td>60</td> <td>134</td> <td>11</td> <td>246</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>859</td> <td>100</td> <td>279</td> <td>51</td> <td>141</td> <td>15</td> <td>273</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>931</td> <td>98</td> <td>254</td> <td>58</td> <td>155</td> <td>17</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table>	年次	総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	その他	平成26	811	110	250	60	134	11	246	27	859	100	279	51	141	15	273	28	931	98	254	58	155	17	349	<p>④外国人登録国籍別人口の推移</p> <p>社会全般にわたって国際化が進み、本市においても外国籍の市民が増加傾向である。</p> <p>・外国人登録国籍別人口の推移（市民課・各年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>総数</th> <th>韓国・朝鮮</th> <th>中国</th> <th>ブラジル</th> <th>フィリピン</th> <th>米国</th> <th>タイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16</td> <td>763</td> <td>103</td> <td>232</td> <td>178</td> <td>83</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>790</td> <td>112</td> <td>276</td> <td>158</td> <td>82</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>811</td> <td>109</td> <td>297</td> <td>128</td> <td>100</td> <td>22</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ベルー</th> <th>パキスタン</th> <th>インドネシア</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>	年次	総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	タイ	平成16	763	103	232	178	83	21	21	17	790	112	276	158	82	19	21	18	811	109	297	128	100	22	21	ベルー	パキスタン	インドネシア	その他	28	11	7	79	20	10	12	80	16	12	15	91	<p>時点修正、国籍表の整理</p>
年次	総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	その他																																																																												
平成26	811	110	250	60	134	11	246																																																																												
27	859	100	279	51	141	15	273																																																																												
28	931	98	254	58	155	17	349																																																																												
年次	総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	タイ																																																																												
平成16	763	103	232	178	83	21	21																																																																												
17	790	112	276	158	82	19	21																																																																												
18	811	109	297	128	100	22	21																																																																												
ベルー	パキスタン	インドネシア	その他																																																																																
28	11	7	79																																																																																
20	10	12	80																																																																																
16	12	15	91																																																																																
第1編 第4章 第5章 第2節	<p>(2) 道路の状況</p> <p>道路は、市のほぼ中央を南北方向に「関越自動車道」が縦貫し、東西方向に「首都圏中央連絡自動車道」が横断しており、市域の中央付近に両自動車道のジャンクションが、また、両自動車道のインターチェンジが市内に存在するなど、高速道路体系における要衝の地となっている。</p>	<p>(2) 道路の状況</p> <p>道路は、市のほぼ中央を南北方向に「関越自動車道」が縦貫し、東西方向に「首都圏中央連絡自動車道（一部共用）」が横断しており、市域の中央付近に両自動車道のジャンクションが、また、両自動車道のインターチェンジが市内に存在するなど、高速道路体系における要衝の地となっている。</p>	<p>現状に合わせた修正</p>																																																																																

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第4章 第5章 第2節	<p>(4) バスの状況</p> <p>バスは、乗合バス事業者（<u>令和元年11月1日</u>現在）が「鶴ヶ島駅から川鶴団地」「鶴ヶ島駅からいせはら団地」「鶴ヶ島駅からサイボクハム」「鶴ヶ島駅から伊勢原五丁目」「若葉駅から八幡団地」「若葉駅から川島町役場」「若葉駅から川越駅」「若葉駅から東坂戸団地」の8路線が運行されている。</p> <p>また、<u>市内公共交通である「つるバス」が1路線、「つるワゴン」が6路線運行している。</u></p>	<p>(4) バスの状況</p> <p>バスは、乗合バス事業者（<u>平成23年4月1日</u>現在）が「鶴ヶ島駅から川鶴団地」「鶴ヶ島駅から川越市伊勢原団地」「若葉駅から川島町八幡団地」「若葉駅から川越駅」の5路線が運行されている。</p> <p>また、<u>つるバス及びつるワゴンの運行をしている。</u></p>	時点修正
第1編 第4章 第5章 第2節	<p>(5) 国民保護法が定める生活関連等施設</p> <p>国民保護法が定める生活関連等施設は、東京電力株式会社新所沢変電所が市の西部にある。また、危険物質の取扱施設は51箇所、毒劇物取扱施設は23箇所あり、いずれも市内全域に所在している。（平成29年度末現在）</p> <p>なお、法が定める生活関連等施設ではないが、国土交通省東京航空局坂戸航空無線通信所が市の北部にある。</p>	<p>(5) 国民保護法が定める生活関連等施設</p> <p>国民保護法が定める生活関連等施設は、東京電力株式会社新所沢変電所が市の西部にある。また、危険物質の取扱施設は117箇所、毒劇物取扱施設は23箇所あり、いずれも市内全域に所在している。（平成21年度末現在）</p> <p>なお、法が定める生活関連等施設ではないが、国土交通省東京航空局坂戸航空無線通信所が市の北部にある。</p>	時点修正
第1編 第5章 第6章	第6章 国民保護の実施体制 (略)	第5章 国民保護の実施体制 (略)	章の追加による変更
第1編 第5章 第6章 第1節	③ 市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	③ <u>当該地方公共団体の区域内</u> において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	文言の修正

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第1節	(2) 国が実施する主な措置 ① 警報の発令、 <u>避難措置の指示</u> ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ <u>救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供</u> ④ <u>武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示</u> ⑤ <u>生活関連等施設の安全確保に関する措置</u> ⑥ <u>放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置</u> ⑦ <u>危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置</u> ⑧ <u>生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置</u> ⑨ <u>武力攻撃災害の復旧に関する措置</u>	(2) 国が実施する主な措置 ① 警報の発令 ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ <u>避難措置の指示、救援の指示・支援</u> ④ <u>放射性物質等（NBC災害）による汚染への対処</u> ⑤ <u>原子炉等による被害の防止</u> ⑥ <u>危険物質等に関する危険の防止</u> ⑦ <u>感染症等への対処</u>	県計画との整合
第1編 第5章 第6章 第1節	(2) 県が実施する主な措置 ① 警報の <u>市町村長等</u> への通知	(2) 県が実施する主な措置 ① 警報の <u>市町村</u> への通知	文言の修正
第1編 第6章 第1節		新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>第7節 武力攻撃等の態様と留意点</p> <p>1 武力攻撃事態の特徴と留意点</p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 我が国に対して大規模な着上陸進行が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において市民の避難を行うことも想定される。</p> <p>イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>② 留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、本市においても、鉄道、橋りょう、河川上流自治体、ダムなど、ライフラインのインフラ施設等に対する注意が必要である。</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>② 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事による緊急通報の発令を受け、市長（又は県知事）は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国（又は市）に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>② 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国及び県と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</p> <p>NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> <p>(4) 航空攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>② 留意点</p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに頑丈な施設や地下室等の屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>	新規	県計画との整合
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>2 緊急処理事態</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>(イ) 河川上流自治体のダムの破壊等</p> <p>イ 留意点</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>(イ) ダムが破壊された場合の主な被害ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 大規模集客施設、鉄道駅等の爆破</p> <p>(イ) 列車等の爆破</p> <p>イ 留意点</p> <p>大規模集客施設、鉄道駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p>① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等（NBC兵器等）による攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p> <p>(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</p> <p>(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p> <p>(エ) 水源地に対する毒素等の混入</p> <p>イ 留意点</p> <p>(ア) 放射能の拡散</p> <p> ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</p> <p> ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。</p> <p> 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</p> <p>(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃</p> <p> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p>	新規	

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第1編 第5章 第6章 第7節	<p>(ウ) 化学剤による攻撃</p> <p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。</p> <p>生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</p> <p>② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>(イ) 弾道ミサイル等の飛来</p> <p>イ 留意点</p> <p>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p>	新規	

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第1章 第1節	<p>第1章 情報収集、伝達体制の構築</p> <p>第1節 通信の確保</p> <p>住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市、他の市町村、指定公共機関、指定地方協機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</p> <p>しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。</p> <p>このため、市は全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</p> <p>第2節 被災情報の収集、報告に必要な準備</p> <p>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。</p> <p>（1）市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。</p> <p>（2）市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第1章 第2章	第2章 迅速な初動体制の確保 (略)	第1章 迅速な初動体制の確保 (略)	章の追加による変更
第2編 第2章 第3章	第3章 警報の住民への周知 1 住民への周知方法 <u>(1) 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u> <u>(2) 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を使った情報発信、自治会や自主防災組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙、ホームページ等により周知する。</u> <u>(3) 市は、地域におけるケーブルテレビ会社等と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</u> <u>(4) 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</u> <u>(5) 市は、高層マンション等の住民への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定める。</u>	第2章 警報の住民への周知 1 住民への周知方法 <u>(1) 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会や自主防災組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により周知する。</u> <u>(2) 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</u> <u>(3) 市は、高層マンション等の住民への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定める。</u>	県計画との整合
第2編 第2章 第3章	2 <u>要配慮者</u> への周知方法 (1) (略) (2) 在宅の <u>要配慮者</u> への周知方法 市は、在宅の <u>要配慮者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。	2 <u>災害時要支援者</u> への周知方法 (1) (略) (2) 在宅の <u>災害時要支援者</u> への周知方法 市は、在宅の <u>災害時要支援者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第3章 第4章 第1節	<p>第4章 避難の指示 (略)</p> <p>なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p>	<p>第3章 避難の指示 (略)</p> <p>なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要支援者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p>	<p>章の追加による変更</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>
第2編 第3章 第3章 第4章 第1節	<p>第4章 避難の指示 (略)</p> <p>2 モデル避難実施要領の作成パターン</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難 (略)</p> <p>① 市は、避難先地域において当市の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>	<p>第3章 避難の指示 (略)</p> <p>2 モデル避難実施要領の作成パターン</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難 (略)</p> <p>① 市は、避難先地域において当該市の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要支援者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>	<p>章の追加による変更、文言の修正、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>
第2編 第3章 第4章 第1節	<p>イ 屋内にいる場合</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、一度外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。<u>それができない場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。</u></p>	<p>イ 屋内にいる場合</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、一度外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。</p>	<p>現状に合わせた文言の追加</p>

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第3章 第4章 第1節	削除	<u>(ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</u>	現状に合わせた削除
第2編 第3章 第4章 第1節	<p>(ア) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに<u>屋外</u>に脱出しない。 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。 <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに<u>地上</u>に脱出しない。 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。 <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p>	現状に合わせた文言の修正
第2編 第3章 第4章 第1節	<p>① 兆候を事前に察知できる場合</p> <p>着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</p> <p><u>なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が修了していない場合には「② 兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。</u></p>	<p>① 兆候を事前に察知できる場合</p> <p>着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</p>	現状に合わせた文言の追加

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由																												
第2編 第3章 第4章 第1節	<p><避難実施要領の作成パターンについて></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">類 型 項 目</th> <th rowspan="2">ゲリラや特殊部隊等からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>(略)</td> <td>・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全装置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	類 型 項 目	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	(略)	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。	(略)	避難実施要領に盛り込むべき内容	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全装置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	(略)	(略)	<p><避難実施要領の作成パターンについて></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">類 型 項 目</th> <th rowspan="2">ゲリラや特殊部隊等からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>(略)</td> <td>・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	類 型 項 目	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	(略)	・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	(略)	避難実施要領に盛り込むべき内容	・ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。	(略)	(略)	現状に合わせた修正
類 型 項 目	ゲリラや特殊部隊等からの避難			航空攻撃からの避難																											
		兆候がある場合	兆候がない場合																												
攻撃の特徴	(略)	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。	(略)																												
避難実施要領に盛り込むべき内容	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全装置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	(略)	(略)																												
類 型 項 目	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難																													
		兆候がある場合	兆候がない場合																												
攻撃の特徴	(略)	・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	(略)																												
避難実施要領に盛り込むべき内容	・ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。	(略)	(略)																												
第2編 第3章 第4章 第2節	<p>2 <u>要配慮者</u>の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在宅の<u>要配慮者</u>について 市は、在宅の<u>要配慮者</u>の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2 <u>災害時要援護者</u>の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在宅の<u>災害時要援護者</u>について 市は、在宅の<u>災害時要援護者</u>の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更																												

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第3章 第4章 第3節	<p>(1) 住民への周知方法</p> <p>① <u>市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u></p> <p>② 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、<u>SNSを使った情報発信</u>、自治会や自主防災組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙、<u>ホームページ</u>等により周知する。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p>	<p>(1) 住民への周知方法</p> <p>① 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会や自主防災組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により周知する。</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p>	現状に合わせた文言の追加
第2編 第3章 第4章 第3節	<p>(2) <u>要配慮者</u>への周知方法</p> <p>① （略）</p> <p>② 在宅の<u>要配慮者</u>への周知方法 （略）</p>	<p>(2) <u>災害時要援護者</u>への周知方法</p> <p>① （略）</p> <p>② 在宅の<u>災害時要援護者</u>への周知方法 （略）</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
第2編 第3章 第4章 第3節	<p>(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化</u></p> <p>市は、住民に対して避難の指示の周知をはかるため、国及び県と協力して<u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図る。</u></p>	<p>(4) <u>情報通信機器の活用</u></p> <p>市は、住民に対して避難の指示の周知をはかるため、国及び県と協力して<u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。</u></p>	県計画との整合
第2編 第3章 第4章 第4節	<p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・二輪車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、<u>要配慮者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p> <p>市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民等に周知する。</p>	<p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・二輪車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、<u>原則禁止とするが</u>、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、<u>災害時要援護者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p> <p>市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民等に周知する。</p>	県計画との整合、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第3章 第4章 第4節	2 交通手段の確保方法 (1) 鉄道 市は、 <u>市</u> 内における鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。 (2) バス 市は、 <u>市</u> 内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。 (3) (略) (4) 市が保有する車両 なお、使用できる車両は、 <u>要配慮者</u> の運送手段に優先的に利用する。 (5) <u>要配慮者</u> への配慮	2 交通手段の確保方法 (1) 鉄道 市は、 <u>区域</u> 内における鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。 (2) バス 市は、 <u>区域</u> 内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。 (3) (略) (4) 市が保有する車両 なお、使用できる車両は、 <u>災害時要援護者</u> の運送手段に優先的に利用する。 (5) <u>要配慮者</u> への配慮	文言の修正、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
第2編 第3章 第4章 第5節	(略) ア 「第2編第4章第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制」に規定する避難施設	(略) ア 「第2編第3章第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制」に規定する避難施設	章の追加による変更

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第3章 第4章 第7節	<p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>県は避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力するものとする。</u></p> <p>【避難施設の指定要件】</p> <p><u>(1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u></p> <p><u>(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u></p> <p><u>(3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>(4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p><u>(5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u></p> <p><u>(6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p><u>なお、</u>施設管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出るときには、市を経由するものとする。</p>	<p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>市は、県の避難施設の指定に協力する。</u></p> <p>施設管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出るときには、市を経由するものとする。</p>	<p>現状に合わせた文言の追加、県計画との整合</p>

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第3章 第4章 第7節	4 避難施設の周知 (1) 広報誌・ホームページ、 <u>SNS</u> 等への掲載	4 避難施設の周知 (1) 広報誌・ホームページ等への掲載	文言の追加
第2編 第3章 第4章 第8節	なお、その際には高齢者や障害者等の <u>要配慮者</u> 対策について配慮する。	なお、その際には高齢者や障害者等の <u>災害時要援護者</u> 対策について配慮する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
第2編 第3章 第4章 第9節	2 避難住民集合場所の周知 (1) 広報誌・ホームページ、 <u>SNS</u> 等への掲載	4 避難住民集合場所の周知 (1) 広報誌・ホームページ等への掲載	文言の追加
第2編 第4章 第5章	第5章 緊急物資の備蓄等 (略)	第4章 緊急物資の備蓄等 (略)	章の追加による変更
第2編 第5章 第6章 第1節	第6章 緊急物資運送計画の策定 (略) 2 運送道路の道路啓開 緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、「第2編第 <u>3</u> 章第10節 道路啓開の準備」と同様に行う。	第5章 緊急物資運送計画の策定 (略) 2 運送道路の道路啓開 緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、「第2編第 <u>4</u> 章第10節 道路啓開の準備」と同様に行う。	章の追加による変更
第2編 第6章 第7章 第3節	第7章 医療体制の整備 (略) 4 埋・火葬対策 このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「 <u>埼玉県広域火葬実施要領</u> 」に基づき、次の対策を講じる。	第6章 医療体制の整備 (略) 4 埋・火葬対策 このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「 <u>広域火葬計画</u> 」に基づき、次の対策を講じる。	章の追加による変更、県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第2編 第7章 第8章 第2節	第8章 生活関連等施設の管理体制の充実 (略) このため市は、国土交通省、 <u>原子力規制庁</u> 、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。	第7章 生活関連等施設の管理体制の充実 (略) このため市は、国土交通省、 <u>経済産業省</u> 、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。	章の追加による変更、国の所管省庁の変更
第2編 第8章 第9章	第9章 文化財保護対策の準備 (略)	第8章 文化財保護対策の準備 (略)	章の追加による変更
第2編 第9章 第10章	第10章 研修の実施	第9章 研修の実施	章の追加による変更
第2編 第10章 第11章	第11章 訓練の実施等 武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。 そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 <u>訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u> なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。	第10章 訓練の実施等 武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。 そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。	章の追加による変更、県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由														
第2編 第11章 第12章 第2節	<p>第12章 市民との協力関係の構築 (略)</p> <p>また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、資機材の整備について、必要な支援を行う。</p> <p><u>さらに、多数の避難住民を受入れる場合には、市全体で対応することとなり、避難者受け入れのために、自主防災組織の協力を得ることが重要となってくるため、避難所の運営等の救援への協力に対して、日ごろから自主防災組織との協力関係を構築しておくよう努める。</u></p>	<p>第11章 市民との協力関係の構築 (略)</p> <p>また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、資機材の整備について、必要な支援を行う。</p>	章の追加による変更、現状に合わせた文言の修正														
第2編 第11章 第12章 第5節	<p>また、迅速に避難し的確な救援を受けるためには、市民同士の助け合い（共助）が重要であるため、自治会等をはじめとする地域コミュニティへの参加を積極的に促進する。</p> <p><u>なお、多数の避難住民を受入れる場合にも、市全体で対応することとなり、市民と協力の上対応する。</u></p>	<p>また、迅速に避難し的確な救援を受けるためには、市民同士の助け合い（共助）が重要であるため、自治会をはじめとする地域コミュニティへの参加を積極的に促進する。</p>	現状に合わせた文言の修正、追加														
第3編 第1章 第2節	<table border="1" data-bbox="248 916 1001 1227"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">本 部 会 議</td> <td style="text-align: center;">本 部 長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>副市長・教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td>総合政策部長・総務部長・市民生活部長・健康福祉部長・健康福祉部参事・都市整備部長・<u>都市整備部参事</u>・会計管理者・教育部長・教育部参事・議会事務局長</td> </tr> </table>	本 部 会 議	本 部 長	市長	副本部長	副市長・教育長	本 部 員	総合政策部長・総務部長・市民生活部長・健康福祉部長・健康福祉部参事・都市整備部長・ <u>都市整備部参事</u> ・会計管理者・教育部長・教育部参事・議会事務局長	<table border="1" data-bbox="1106 916 1856 1227"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">本 部 会 議</td> <td style="text-align: center;">本 部 長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>副市長・教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td>総合政策部長・総務部長・市民生活部長・健康福祉部長・健康福祉部参事・都市整備部長・会計管理者・教育部長・教育部参事・議会事務局長</td> </tr> </table>	本 部 会 議	本 部 長	市長	副本部長	副市長・教育長	本 部 員	総合政策部長・総務部長・市民生活部長・健康福祉部長・健康福祉部参事・都市整備部長・会計管理者・教育部長・教育部参事・議会事務局長	機構改革による追加
本 部 会 議	本 部 長		市長														
	副本部長		副市長・教育長														
	本 部 員	総合政策部長・総務部長・市民生活部長・健康福祉部長・健康福祉部参事・都市整備部長・ <u>都市整備部参事</u> ・会計管理者・教育部長・教育部参事・議会事務局長															
本 部 会 議	本 部 長	市長															
	副本部長	副市長・教育長															
	本 部 員	総合政策部長・総務部長・市民生活部長・健康福祉部長・健康福祉部参事・都市整備部長・会計管理者・教育部長・教育部参事・議会事務局長															

頁	変 更 後					変 更 前					変更理由
	部名	部 長	班名	班 長	処理すべき主な事務	部名	部 長	班名	班 長	処理すべき主な事務	
第3編 第1章 第2節	本部 (直轄)	市民生 活部長	本部 班	安心安 全推進 課長 (副) 総務 人権 推進 課長 (副) 人事 課長	1～19 (略) <u>20 本部の庶務に関するこ と。</u> <u>21 他の所管に属さないこ と。</u>	本部 (直轄)	市民生 活部長	本部 班	安心安 全推進 課長 (副) 総務 人権 推進 課長 (副) 人事 課長	1～19 (略)	現状に合わせた修 正

頁	変 更 後					変 更 前					変更理由
第3編 第1章 第2節	総務部	総合政策部長 (副) 会計管理者 (副) 議会事務局長	<u>秘書</u> <u>広報</u> <u>班</u>	<u>秘書広</u> <u>報課長</u> <u>(副)</u> <u>地域活</u> <u>動推進</u> <u>課長</u>	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 <u>広報に関する事。</u> 3 <u>記録の編集保存に関する事。</u> 4 <u>報道機関との連絡調整に関する事。</u> 5 市民相談の総合調整に関する事。 6 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 外国人に対する情報提供及び相談に関する事。	総務部	総合政策部長 (副) 会計管理者 (副) 議会事務局長	<u>秘書</u> <u>情報</u> <u>班</u>	<u>秘書政</u> <u>策課長</u> <u>(福)</u> <u>秘書政</u> <u>策課主</u> <u>席主幹</u> <u>(副)</u> <u>市民協</u> <u>働推進</u> <u>課長</u> <u>(副)</u> <u>地域自</u> <u>治地域</u> <u>支え合</u> <u>い推進</u> <u>担当主</u> <u>席主幹</u>	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 <u>情報の収集及び整理に関する事。</u> 3 市民相談の総合調整に関する事。 4 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関する事。 5 外国人に対する情報提供及び相談に関する事。	機構改革による修正

頁	変 更 後			変 更 前			変更理由
第3編 第1章 第2節	情報班	政策推進 課長 (福) 情報推進 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>情報の収集及び整理に関すること。</u> 2 写真等による情報の記録及び収集に関すること。 3 <u>OA機器類及び通信設備の応急措置に関すること。</u> 4 統計に関すること。 5 <u>インターネット等による情報発信及び情報収集に関すること。</u> 	広報班	市政情報 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>広報に関すること。</u> 2 写真等による情報の記録及び収集に関すること。 3 <u>記録の編集保存に関すること。</u> 4 <u>報道機関との連絡調整に関すること。</u> 5 <u>OA機器類及び通信設備の応急措置に関すること。</u> 6 統計に関すること。 	機構改革による修正
	財政班	財政課長 (副) 資産管理 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急予算編成に関すること。 2 出動のための配車に関すること。 3 庁舎の維持管理に関すること。 4 物資の調達に関すること。(他部に属するものを除く。) 5 <u>公有建物の応急対策に関すること。</u> 	財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急予算編成に関すること。 2 出動のための配車に関すること。 3 庁舎の維持管理に関すること。 4 物資の調達に関すること。(他部に属するものを除く。) 	
	出納班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 金銭の出納に関すること。 	出納班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 金銭の出納に関すること。 	
	協力班	議事課長 (副) 監査委員 事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員との連絡に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 	協力班	議会事務 局次長 (副) 監査委員 事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員との連絡に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 	

頁	変 更 後					変 更 前					変更理由
第3編 第1章 第2節	市民部	総務部長	税 務 班	税 務 課 長 (副) <u>収 納 課 長</u> (削除)	1 税の徴収猶予及び減免に関する事 2 部内各班の応援に関する事	市民部	総務部長	税 務 班	税 務 課 長 (副) <u>収 税 対 策 課 長</u> (副) <u>収 税 対 策 課 主 席 主 幹</u>	1 税の徴収猶予及び減免に関する事 2 部内各班の応援に関する事	機構改革による修正
			生 活 環 境 班	生 活 環 境 課 長 (副) <u>生 活 環 境 課 主 席 主 幹</u>	1 死体の収容及び埋火葬に関する事 2 廃棄物の処理に関する事 3 し尿の処理及び防疫に関する事 4 毒劇物の安全確保に関する事 5 ライフラインの確保に関する事 6 動物愛護及び危険動物に関する事			生 活 環 境 班	生 活 環 境 課 長	1 死体の収容及び埋火葬に関する事 2 廃棄物の処理に関する事 3 し尿の処理及び防疫に関する事 4 毒劇物の安全確保に関する事 5 ライフラインの確保に関する事 6 動物愛護及び危険動物に関する事	

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由						
第3編 第1章 第2節	<table border="1" data-bbox="400 295 1003 1118"> <tr> <td data-bbox="405 298 501 480">商工 農 政・運 送班</td> <td data-bbox="501 298 613 576">産業振 興課長 兼 農業委 員会事 務局長</td> <td data-bbox="613 298 999 1118"> <u>1 商工業関係被害に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 農業関係被害に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 家畜及び家畜施設の被</u> <u>害に関する</u><u>こと。</u> <u>4 商工業者及び農業者の</u> <u>融資に関する</u><u>こと。</u> <u>5 避難住民の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>6 救援物資の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>7 運送事業者との連絡調</u> <u>整に関する</u><u>こと。</u> <u>8 生活関連物資等の物価</u> <u>安定のための措置に関す</u> <u>ること。</u> </td> </tr> </table>	商工 農 政・運 送班	産業振 興課長 兼 農業委 員会事 務局長	<u>1 商工業関係被害に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 農業関係被害に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 家畜及び家畜施設の被</u> <u>害に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 商工業者及び農業者の</u> <u>融資に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 避難住民の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>6 救援物資の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>7 運送事業者との連絡調</u> <u>整に関する</u> <u>こと。</u> <u>8 生活関連物資等の物価</u> <u>安定のための措置に関す</u> <u>ること。</u>	<table border="1" data-bbox="1267 295 1870 1118"> <tr> <td data-bbox="1272 298 1368 576">運送 班</td> <td data-bbox="1368 298 1480 576">産業振 興課長 (副) 農業委 員会事 務局長</td> <td data-bbox="1480 298 1865 1118"> (新規) <u>1 避難住民の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>2 救援物資の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>3 運送事業者との連絡調</u> <u>整に関する</u><u>こと。</u> <u>4 生活関連物資等の物価</u> <u>安定のための措置に関す</u> <u>ること。</u> </td> </tr> </table>	運送 班	産業振 興課長 (副) 農業委 員会事 務局長	(新規) <u>1 避難住民の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>2 救援物資の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>3 運送事業者との連絡調</u> <u>整に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 生活関連物資等の物価</u> <u>安定のための措置に関す</u> <u>ること。</u>	機構改革による修正
商工 農 政・運 送班	産業振 興課長 兼 農業委 員会事 務局長	<u>1 商工業関係被害に関する</u> <u>こと。</u> <u>2 農業関係被害に関する</u> <u>こと。</u> <u>3 家畜及び家畜施設の被</u> <u>害に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 商工業者及び農業者の</u> <u>融資に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 避難住民の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>6 救援物資の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>7 運送事業者との連絡調</u> <u>整に関する</u> <u>こと。</u> <u>8 生活関連物資等の物価</u> <u>安定のための措置に関す</u> <u>ること。</u>							
運送 班	産業振 興課長 (副) 農業委 員会事 務局長	(新規) <u>1 避難住民の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>2 救援物資の運送に関す</u> <u>ること。</u> <u>3 運送事業者との連絡調</u> <u>整に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 生活関連物資等の物価</u> <u>安定のための措置に関す</u> <u>ること。</u>							

頁	変 更 後					変 更 前					変更理由
第3編 第1章 第2節	福祉部	健康福祉部長 (副) 健康福祉部 参事	生活 救護 班	<u>福祉政 策課長</u> (副) 高齢者 福祉課 長 (副) 障害者 福祉課 長 (副) こども 支援課 長 (副) <u>こども 支援課 主席主 幹</u>	1 衣料、食糧、寝具、生活必需物資の調達支給に関する事。 2 ボランティアに関する事。 3 救援物資の受付及び配布に関する事。 4 <u>要配慮者</u> に関する事。 5 被災者の捜索及び救出に関する事。 6 日本赤十字社、社会福祉協議会、その他関係機関との連絡調整に関する事。 7 部内各班の応援に関する事。 8 <u>義損金等の受け入れ</u> に関する事。 9 <u>災害弔慰金・災害援護資金等</u> に関する事。	福祉部	健康福祉部長 (副) 健康福祉部 参事	生活 救護 班	<u>社会福 祉課長</u> (副) 高齢者 福祉課 長 (副) 障害者 福祉課 長 (副) こども 支援課 長	1 衣料、食糧、寝具、生活必需物資の調達支給に関する事。 2 ボランティアに関する事。 3 救援物資の受付及び配布に関する事。 4 <u>災害時要援護者</u> に関する事。 5 被災者の捜索及び救出に関する事。 6 日本赤十字社、社会福祉協議会、その他関係機関との連絡調整に関する事。 7 部内各班の応援に関する事。	機構改革による修正、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

頁	変 更 後					変 更 前					変更理由	
第3編 第1章 第2節	避難所 運営班 保険年金 課長 <u>(副)</u> <u>健康増進</u> <u>課長</u> <u>(削除)</u>		1 避難所の開設及び運営に関する事 2 避難収容者に対する情報、指示等の 伝達に関する事。 3 避難収容者に対する救援物資の配布 に関する事。			避難所 運営班 保険年金 課長 <u>(副)</u> <u>保険年金</u> <u>課</u> <u>主席主</u> <u>幹</u> <u>(福)富士</u> <u>見公民館</u> <u>長</u>		1 避難所の開設及び運営に関する事。 2 避難収容者に対する情報、指示等の 伝達に関する事。 3 避難収容者に対する救援物資の配布 に関する事。			機構改革による修 正	
	医療救 護班 保健セン ター所長		1 医療救護に関する事。 2 医薬品等の調達に関する事。 3 病院、医院等の把握に関する事。 4 保健所、その他関係機関との連絡調整 に関する事。 5 医療救護所の設置に関する事。 6 その他保健衛生に関する事。			医療救 護班 保健セン ター所長		1 医療救護に関する事。 2 医薬品等の調達に関する事。 3 病院、医院等の把握に関する事。 4 保健所、その他関係機関との連絡調整 に関する事。 5 医療救護所の設置に関する事。 6 その他保健衛生に関する事。				
第3編 第1章 第2節	土 木・避 難誘 導部 都市整備 部長 <u>(副)</u> <u>都市整備</u> <u>部参事</u>		避難 誘導 班 都市計 画課長 (副) 区画整 理課長		1 避難住民の誘導に関 する事。 2 市民部運送班への協 力に関する事。			土 木・避 難誘 導部 都市整備 部長		避難 誘導 班 都市計 画課長 (副) 区画整 理課長		機構改革による修 正

頁	変 更 後					変 更 前					変更理由
第3編 第1章 第2節		土木 班	道路建 設課長	<p>1 道路、河川、橋梁、<u>公園等</u>の応急対策に関するこ と。</p> <p>2 道路障害物等の除去に 関すること。</p> <p>3 飯能県土整備事務所と の連絡調整に関するこ と。</p> <p>4 避難誘導班への協力に 関すること。</p> <p><u>5 道路施設等の被害調査 に関するこ。</u></p> <p><u>6 水防に関するこ。</u></p>		土木 班	道路建 設課長	<p>1 道路、河川、橋梁の応 急対策に関するこ と。</p> <p>2 道路障害物等の除去 に関するこ と。</p> <p>3 飯能県土整備事務所 との連絡調整に関するこ と。</p> <p>4 避難誘導班への協力 に関するこ と。</p>			
			建 築 班	<u>都市計 画課長</u>			<p>1 応急仮設住宅の設置及 び被災住宅応急修理に関す ること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> 応急危険度判定に関す ること。</p> <p><u>3</u> 被災宅地危険度判定に 関すること。</p> <p><u>4</u> 住宅関係障害物の除去 に関するこ と</p> <p><u>5</u> 避難誘導班への協力に 関すること。</p>			建 築 班	<u>建築課 長</u>

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第1章 第3節	(1) 県との連携 <u>③ 他の都道府県から多数の避難住民を受け入れる可能性 がある場合には、県を通じて他都道府県との連携を図るも のとする。</u>	新規	現状に合わせた文 言の追加
第3編 第1章 第5節	(略) なお、自主防災組織に協力を求める事項は「第2編第12章 第2節 自主防災組織との協力関係の構築」に、ボランティア に協力を求める事項は「第2編第12章第3節 ボランティア との協力関係の構築」に、事業者に協力を求める事項は、「第 2編第12章第4節 事業者との協力関係の構築」に定めると おりとし、自主防災組織の住民及びボランティア等の安全確保 に十分配慮する。	(略) なお、自主防災組織に協力を求める事項は「第2編第11章 第2節 自主防災組織との協力関係の構築」に、ボランティアに 協力を求める事項は「第2編第11章第3節 ボランティアと の協力関係の構築」に、事業者に協力を求める事項は、「第 2編第11章第4節 事業者との協力関係の構築」に定めると おりとし、自主防災組織の住民及びボランティア等の安全確保 に十分配慮する。	章の追加による変 更
第3編 第2章 第2節	<u>○ ホームページ、SNS等への掲載</u> <u>○ 自治会及び自主防災組織を通じての伝達</u> <u>○ FAX等</u>	新規	現状に合わせた文 言の追加 ＜参考＞赤十字標 章等の下段に移動
第3編 第3章 第1節	3 住民等への伝達 (1) 住民への伝達 市は、 <u>国や</u> 県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民 に対して伝達を行う。 <u>警報の内容は、緊急情報ネットワーキ システム (Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用 し、市に伝達される。住民に対しての伝達手段は、以下のとお りである。</u>	3 住民等への伝達 (1) 住民への伝達 市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住 民に対して伝達を行う。 <u>その</u> 伝達手段は、以下のとおりであ る。	県計画との整合
第3編 第3章 第1節	⑥ ホームページ、 <u>SNS</u> 等への掲載	⑥ <u>インターネットを利用した</u> ホームページへの掲載	現状に合わせた文 言の修正

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第3章 第3節	<p>① 避難実施要領の作成</p> <p>ア 第1段階の避難指示があったとき</p> <p>市長は、「第2編第4章第1節 モデル避難実施要領の作成」に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。</p> <p>イ 第2段階の避難指示があったとき</p> <p>市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) <u>要配慮者</u>への対応</p> <p>(略)</p> <p>② 住民への周知内容及び方法</p> <p>市長は、「第2編第4章第3節 避難御支持の周知」で定めた内容を一般住民、<u>要配慮者</u>等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。</p>	<p>① 避難実施要領の作成</p> <p>ア 第1段階の避難指示があったとき</p> <p>市長は、「第2編第3章第1節 モデル避難実施要領の作成」に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。</p> <p>イ 第2段階の避難指示があったとき</p> <p>市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) <u>災害時要援護者</u>への対応</p> <p>(略)</p> <p>② 住民への周知内容及び方法</p> <p>市長は、「第2編第3章第3節 避難御支持の周知」で定めた内容を一般住民、<u>災害時要支援者</u>等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更、章の追加による変更</p>
第3編 第3章 第4節	<p>第4節 避難住民の運送手段の確保</p> <p>要避難地域における避難住民の運送手段については、「第2編第4章第4節 避難交通手段の決定」に基づき実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>の避難</p> <p>市は、あらかじめ「第2編第4章第4節 避難交通手段の決定」で定めた方法により<u>要配慮者</u>の避難を実施する。</p>	<p>第4節 避難住民の運送手段の確保</p> <p>要避難地域における避難住民の運送手段については、「第2編第3章第4節 避難交通手段の決定」に基づき実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>災害時要支援者</u>の避難</p> <p>市は、あらかじめ「第2編第3章第4節 避難交通手段の決定」で定めた方法により<u>災害時要支援者</u>の避難を実施する。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第3章 第5節	避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を「第2編第4章第5節 避難路の選定」により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。	避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を「第2編第3章第5節 避難路の選定」により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。	章の追加による変更
第3編 第4章	<p>救援の程度、方法については、「平成25年内閣府告示第229号」に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</p>	<p>救援の程度、方法については、「平成16年厚生労働省告示第343号」に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣内が定める日までとする。</p>	災害対策基本法等の改正に伴う変更
第3編 第4章	<p>(3) 収容施設の運営、維持管理等</p> <p>① 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、「第2編第4章第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制」であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。</p>	<p>(3) 収容施設の運営、維持管理等</p> <p>① 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、「第2編第3章第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制」であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。</p>	章の追加による変更
第3編 第4章	<p>(2) 応援物資の集積等</p> <p>市は、「第2編第6章第2節 応急物資受入れ体制の整備」、「第3節 応急物資の発送体制の整備」に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送する。</p>	<p>(2) 応援物資の集積等</p> <p>市は、「第2編第5章第2節 応急物資受入れ体制の整備」、「第3節 応急物資の発送体制の整備」に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送する。</p>	章の追加による変更

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第4章	3 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、「第2編第7章 医療体制の整備」に定めるところによる。	3 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、「第2編第6章 医療体制の整備」に定めるところによる。	章の追加による変更
第3編 第4章	イ 救急救助活動の優先順位の基準 (イ) 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い要配慮者を優先する。	イ 救急救助活動の優先順位の基準 (イ) 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い災害時要援護者を優先する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
第3編 第4章	② 傷病者搬送の手順 「第2編第7章第2節 傷病者搬送体制の整備」によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。	② 傷病者搬送の手順 「第2編第6章第2節 傷病者搬送体制の整備」によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。	章の追加による変更
第3編 第4章	(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、「第2編第7章第2節 傷病者搬送体制の整備」による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。	(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、「第2編第6章第2節 傷病者搬送体制の整備」による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。	章の追加による変更
第3編 第4章	① 医療救護班の編成手順と派遣方法 市は、「第2編第7章第1節2 医療救護班の編成等」により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。	① 医療救護班の編成手順と派遣方法 市は、「第2編第6章第1節2 医療救護班の編成等」により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。	章の追加による変更
第3編 第4章	② 埋・火葬の実施 ア 市は県と協力して、「第2編第7章第3節 保健衛生体制の整備」により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。 イ 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。	② 埋・火葬の実施 ア 市は県と協力して、「第2編第6章第3節 保健衛生体制の整備」により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。 イ 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。	章の追加による変更

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第5章 第2節	<p>(1) 退避の指示 (略) また、市は、「第2編第4章第3節 避難の指示の周知」で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。</p> <p>(2) 警戒区域の設定 (略) また、市長は、「第2編第4章第3節 避難の指示の周知」で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民等に対し設定された警戒区域を周知する。</p>	<p>(1) 退避の指示 (略) また、市は、「第2編第3章第3節 避難の指示の周知」で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。</p> <p>(2) 警戒区域の設定 (略) また、市長は、「第2編第3章第3節 避難の指示の周知」で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民等に対し設定された警戒区域を周知する。</p>	章の追加による変更
第3編 第5章 第2節	<p>(4) 対応時の留意事項</p> <p>① 核兵器等</p> <p>核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</p> <p>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</p> <p>イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線</p> <p>ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第5章 第2節	<p>(ア) 上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。</p> <p>(イ) 市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。</p> <p>(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、市民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>(エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア) から (ウ) に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。</p> <p>(オ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第5章 第2節	<p>② 生物兵器</p> <p>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</p> <p>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する</p> <p>イ 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。</p> <p>③ 化学兵器</p> <p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</p> <p>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</p> <p>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、市民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。</p> <p>イ 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。</p>	新規	県計画との整合

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第5章 第3節	市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民及び被災者の健康管理が必要とされる場合には、「第2編第7章第3節 保健衛生体制の整備」で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。	市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民及び被災者の健康管理が必要とされる場合には、「第2編第6章第3節 保健衛生体制の整備」で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。	章の追加による変更
第3編 第5章 第5節	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら「 <u>埼玉県災害廃棄物処理指針</u> 」に準じて廃棄物対策を実施する。	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら「 <u>災害廃棄物処理計画</u> 」に基づき廃棄物対策を実施する。	現状に合わせた修正
第3編 第5章 第6節	市は、武力攻撃災害による文化財等の被害状況を把握し、「第2編第9章 文化財保護対策の準備」に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。	市は、武力攻撃災害による文化財等の被害状況を把握し、「第2編第8章 文化財保護対策の準備」に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。	章の追加による変更
第3編 第6章 第2節	1 情報の収集 <u>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</u> 収集する情報は、主に以下のとおりとする。	1 情報の収集 <u>市は、避難住民及び被災者の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。</u> 収集する情報は、主に以下のとおりとする。	安否情報システムについて追加
第3編 第6章 第2節	(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報 ①～⑨ (略) <u>⑩ 照会に対する同意の有無</u>	(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報 ①～⑨ (略)	現状に合わせた修正

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第6章 第2節	<p>(2) 死亡した住民から収集する情報 上記①～⑥に加えて ⑦～⑧ (略) <u>⑨ 連絡先のほか、必要な情報</u> <u>⑩ 照会に対する同意の有無</u></p>	<p>(1) 死亡した住民から収集する情報 上記①～⑥に加えて ⑦～⑧ (略)</p>	現状に合わせた修正
第3編 第6章 第2節	<p><u>2 県に対する報告</u> <u>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>	新規	安否情報システムについて追加
第3編 第6章 第2節	<p><u>3 情報の提供</u> (1) 安否情報の照会の受付 ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民等に周知する。 ② 安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口、<u>安否情報</u>省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。</p>	<p><u>2 情報の提供</u> (1) 安否情報の照会の受付 ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民等に周知する。 ② 安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口、<u>総務</u>省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。</p>	現状に合わせた表現の修正

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第3編 第6章 第2節	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>① 市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、<u>安否情報</u>省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。</p>	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>① 市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、<u>総務</u>省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。</p>	現状に合わせた表現の修正
第3編 第6章 第2節	<u>4</u> 外国人に関する安否情報	<u>3</u> 外国人に関する安否情報	項の追加による修正

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
第6編 第1章	<p>国は、緊急対処事態として4つの事態を想定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 2 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる場合 3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる場合 4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる場合 <p>この4つの事態を参考とし、県は、本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり3つ想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施するとしている。</p> <p>埼玉県が想定する事態</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態 2 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態 3 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態 	<p>国は、緊急対処事態として4つの事態を想定している。</p> <p>新規</p> <p>この4つの事態を参考とし、県は、本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり3つ想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施するとしている。</p> <p>新規</p>	<p>国、県の緊急対処事態の詳細を追加</p>
第6編 第1章	<ol style="list-style-type: none"> 1 想定する事態について 多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン等）が大量散布された事態 	<ol style="list-style-type: none"> 1 想定する事態について 多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン）が大量散布された事態 	<p>文言の修正</p>

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
用語集 あ行	<p>● Em-Net（緊急情報ネットワークシステム） 総合行政ネットワーク（LG-WAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。</p>	新規	現行システムの追加
用語集 か行	<p>● 化学剤 化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、VXガス等）</p>	新規	用語の整理
用語集 か行	<p>● 国民保護に関する埼玉県計画 国民保護法第34条に基づき県が作成する県の区域に係る国民の保護に関する計画</p>	新規	用語の整理
用語集 さ行	<p>削除</p>	<p>● 災害時要援護者 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者、自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者、危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者、危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者。 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の削除

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
用語集 さ行	<p>● J-ALERT（全国瞬時警報システム）</p> <p>地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</p>		現行システムの追加
用語集 さ行	<p>● 指定行政機関</p> <p><u>災害対策基本法や武力攻撃事態法などの法律に基づいて</u>、内閣総理大臣が指定する行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、<u>消費者庁</u>、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、<u>原子力規制委員会</u>、防衛省が指定されている。</p>	<p>● 指定行政機関</p> <p><u>内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の災害対策基本法や武力攻撃事態法などの法律に基づいて</u>、内閣総理大臣が指定する行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、<u>消費者庁</u>、総務省、消防庁、法務省、<u>公安調査庁</u>、外務省、財務省、<u>国税庁</u>、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、<u>林野庁</u>、<u>水産庁</u>、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省<u>及び防衛施設庁</u>が指定されている。</p>	現状に合わせた修正
用語集 さ行	<p>● 指定地方行政機関</p> <p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、<u>地方測量部及び沖縄支所</u>、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び<u>地方防衛局</u>が指定されている。</p>	<p>● 指定地方行政機関</p> <p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、<u>税関</u>、<u>沖縄地区税関</u>、<u>原子力事務所</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、<u>航空交通管制部</u>、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び<u>防衛施設局</u>が指定されている。</p>	現状に合わせた修正

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
用語集 さ行	<p>● 生物剤 生物兵器に用いられる病原微生物又はその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの</p>	新規	用語の整理
用語集 た行	<p>● <u>ダーティボム</u></p>	● <u>ダーティーボム</u>	文言の修正
用語集 は行	<p>● 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</p>	新規	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の追加
用語集 は行	<p>● 放送の自律 放送に関して、他からの支配や制約を受けずに自分自身で立てた規律に従って行動すること。</p>		用語の整理

頁	変 更 後	変 更 前	変更理由
用語集 や行	<p>● 要配慮者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 自分の体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者</p> <p>(2) 自分の体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者</p> <p>(3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者</p> <p>(4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者</p> <p>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>	新規	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の追加